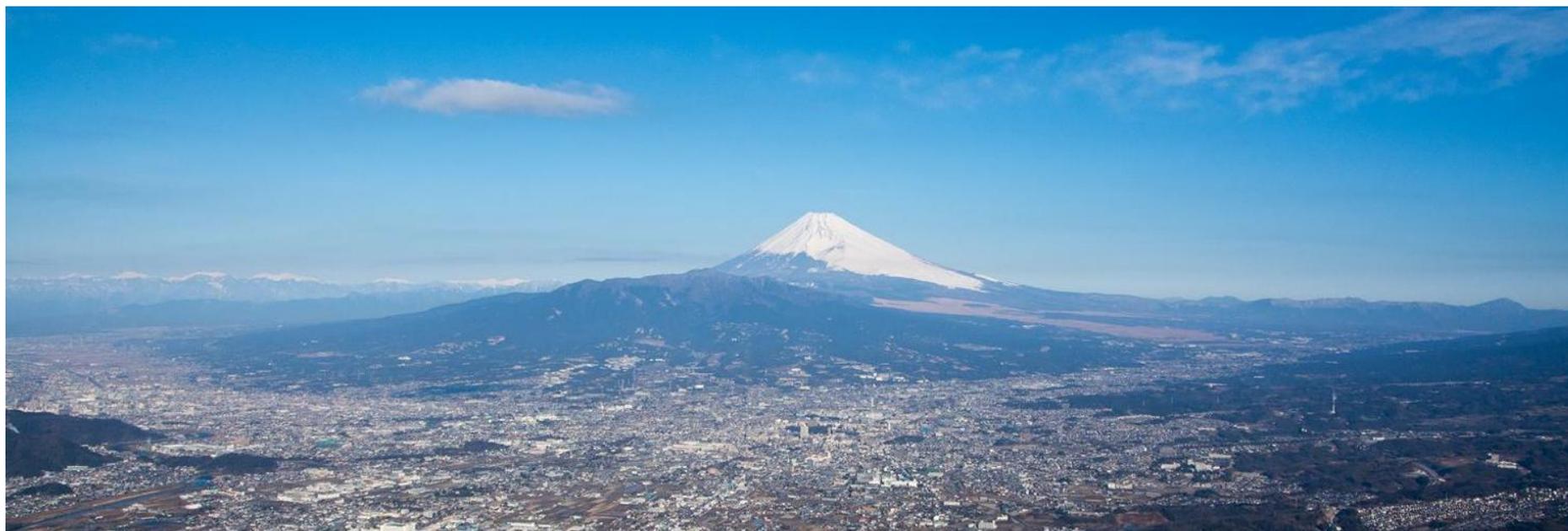


# 令和6年度 狩野川河川管理レポート



令和7年4月

中部地方整備局 沼津河川国道事務所

## 1. 狩野川水系の概要

- 1-1. 狩野川水系について
- 1-2. 過去の水害
  - 1-2-1. 狩野川台風
  - 1-2-2. 令和元年台風19号

## 2. 狩野川の維持管理の目標

## 3. 河川維持管理の取り組み

- 3-1. 河川の状況把握
- 3-2. 河川巡視
  - 3-2-1. 平常時の巡視
  - 3-2-2. 出水時等の巡視
- 3-3. 堤防除草
- 3-4. 河川管理施設の点検
  - 3-4-1. 河道・河川管理施設の点検
  - 3-4-2. 機械設備を伴う点検
- 3-5. 河道および施設の維持管理対策
- 3-6. 河川区域の維持管理対策
  - 3-6-1. 不法投棄対策
  - 3-6-2. 不法占用対策
  - 3-6-3. ホームレス対策
  - 3-6-4. 不法係留船対策
- 3-7. 河川環境の維持管理対策

## 4. 水防等に関する取り組み

- 4-1. 重要水防箇所の合同巡視
- 4-2. 災害対策車両の操作訓練
- 4-3. 災害用資材の備蓄
- 4-4. 堤防決壊シミュレーション
- 4-5. 洪水対応演習

## 5. 事故等に対する取り組み

- 5-1. 水質事故に対する取り組み
  - 5-1-1. 水質汚濁対策連絡協議会
  - 5-1-2. 水質事故現地対策訓練
- 5-2. その他の取り組み
  - 5-2-1. 安全な河川敷地利用協議会

## 6. 地域と連携した取り組み

- 6-1. 河川愛護モニター
- 6-2. ミズベリング
- 6-3. きれかのプロジェクト
- 6-4. 狩野川資料館
- 6-5. 防災・河川環境教育の実施

## 7. その他の取り組み

- 7-1. 狩野川流域治水協議会
- 7-2. 刈草・伐木の無償配布

# 1. 狩野川水系の概要

## 1-1. 狩野川水系について

狩野川は幹線流路延長46 km、流域面積852 km<sup>2</sup>の一級河川です。伊豆半島中央部にある天城山系を源として、大見川をはじめとする大小の支川と合流しながら北上し、田方平野に出て伊豆の国市古奈で狩野川放水路を分派したのち、来光川、大場川などと合わせ、沼津市大岡、清水町長沢で富士山麓から南下する最大の支川である黄瀬川に合流し、駿河湾に注いでいます。

狩野川水系のうち、沼津河川国道事務所の管理区間は、支川等を含めて全体で36.8 kmとなっています。

河川管理者	河川名(区間)	区間延長(km)
国土交通省 (沼津河川国道事務所)	狩野川(河口~修善寺橋)	24.9
	黄瀬川(狩野川合流点~寿橋)	2.7
	大場川(狩野川合流点~大場橋)	2.6
	来光川(狩野川合流点~仁田橋)	1.5
	柿沢川(来光川合流点~長崎橋)	0.9
	柿田川(狩野川合流点~湧水地)	1.2
	狩野川放水路(河口~狩野川分派点)	3.0
	直轄管理区間合計	36.8
静岡県	指定区間合計(74河川)	333.2
	合計	370.0

狩野川水系における河川管理者と管理区間



# 1. 狩野川水系の概要

## 1-2. 過去の水害

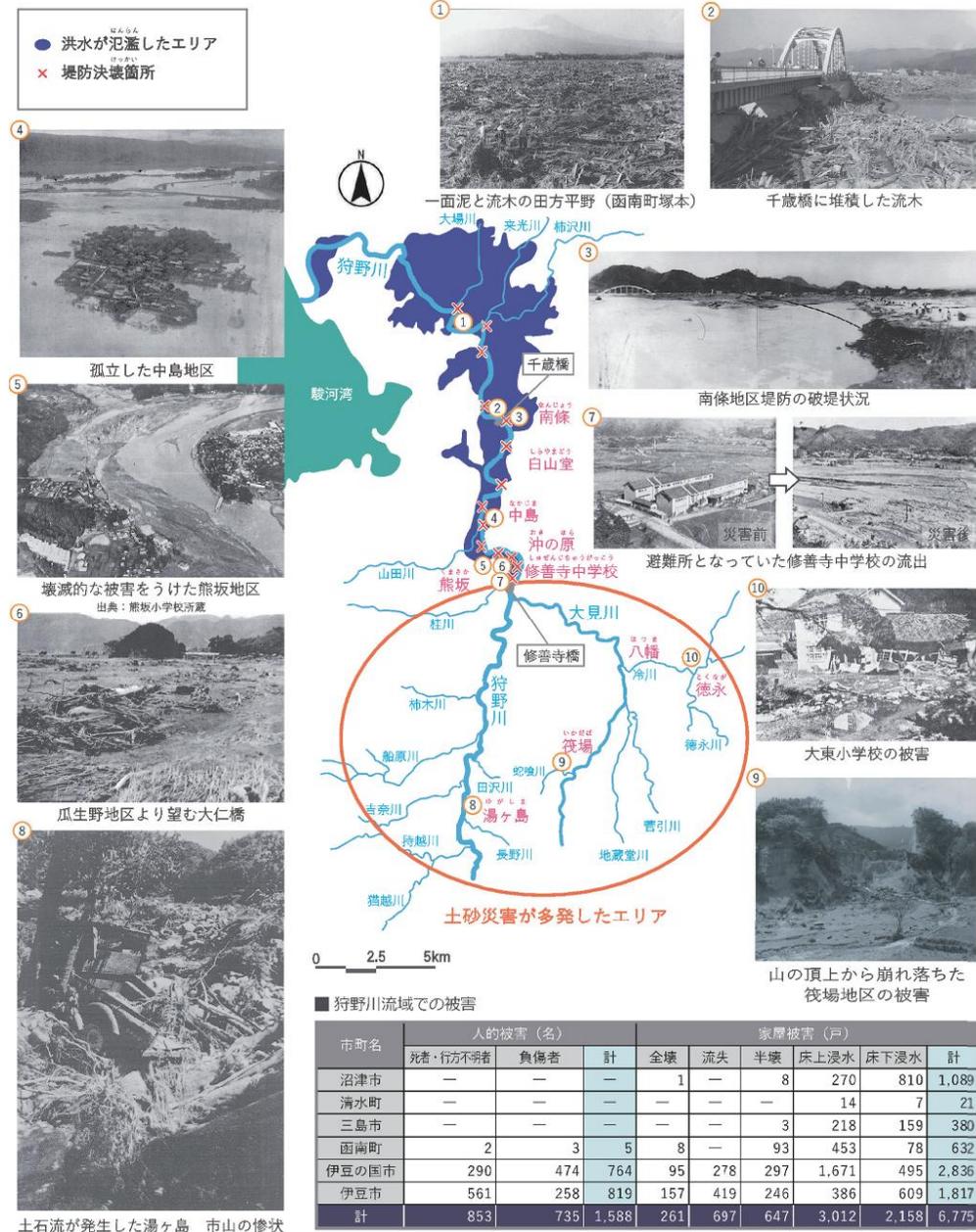
### 1-2-1. 狩野川台風

狩野川流域における水害については、江戸時代から大正時代にかけておよそ100回を数え、昭和に入っても洪水氾濫を繰り返していました。特に昭和33年9月の台風22号（狩野川台風）は流域全体に多大な被害を与えました。

上流部の湯ヶ島観測所（伊豆市）では、当時の観測史上最大日雨量となる739mmを観測し、上流部では土砂災害、中流部から下流部にかけては洪水が発生しました。これらの災害により、死者・行方不明者853人、被災家屋6775戸、堤防決壊箇所14箇所という我が国有数の大災害となりました。

「狩野川台風の記憶をつなぐ会」では、教訓を未来へ語り伝え、地域に安全と安定、そしてさらなる発展をもたらすことを目的に活動をしています。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/tsunagu/>

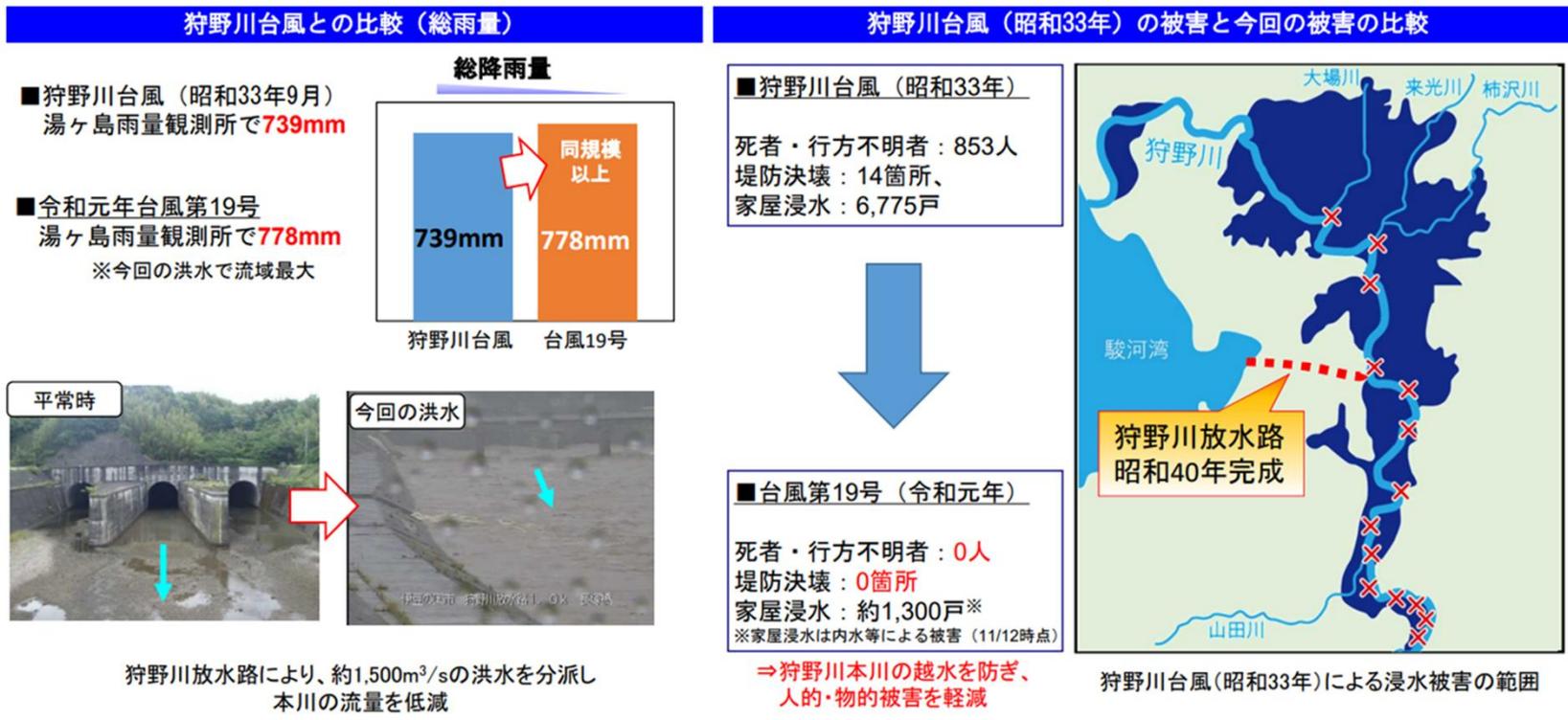


# 1. 狩野川水系の概要

## 1-2. 過去の水害

### 1-2-2. 令和元年台風19号

令和元年10月に伊豆半島に上陸した台風19号（東日本台風）の大雨により、狩野川台風を越える雨量（778mm）を観測しました。この影響により、家屋浸水約1,300戸の被害はあったものの、堤防決壊、死者等はゼロに抑えることができました。



## 2. 狩野川の維持管理の目標

5

### 2-1. 目標

「狩野川河川維持管理計画」では、サイクル型の河川維持管理を図るため、各事項に目標を設定し、実施状況を適宜分析・評価し、必要に応じて計画を見直し、適切な河川の維持管理に努めています。

#### ■河川維持管理の目標

- ✓ 洪水、高潮等による堤防の決壊や河川の氾濫等の災害を防止または軽減させるために「河道流下能力の維持」や「施設の機能維持」を図る。
- ✓ 河川敷地の不法占用や不法行為等への対応に関しては「河川区域の適正な利用」を図る。
- ✓ 流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされるよう「河川環境の整備と保全」を図る。
- ✓ 河川の特長や地域の状況、出水特性等に応じて水防等が行えるよう「水防管理団体への協力、連携や情報提供」を図る。
- ✓ 出水、水質事故、地震時等の対応に必要な「施設・機器の準備や対応」を図る。



田方平野より狩野川上流の山地部を望む

狩野川：写真の上方から右下方に向かって蛇行して流れている

大場川：狩野川支川、写真の左下方から右に流れている

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-1. 河川の状況把握

河川の維持管理にあたって、河川の状況を把握するために、水文・水質観測、測量、環境調査、観測施設の点検等を実施しています。また、水文観測等によって得られるリアルタイムデータは、水防活動等に活用されています。

- ・水文・水理等観測

水文・水理観測、水質調査等は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程、水質調査実施要領等に基づき、実施しています。

- ・河川環境調査

河川における生物の生息状況等を把握することを基本とし、河川の自然環境や利用実態に関して、「河川水辺の国勢調査」を中心として、包括的・体系的・継続的に基本データの収集を行います。

種別	実施項目
水文・水質	雨量
	水位・流量
	水質
測量	縦横断測量
	平面測量
	流量観測地点横断測量
河川環境調査	魚類調査
	底生動物調査
	植物調査
	鳥類調査
	両生類・爬虫類・哺乳類調査
	陸上昆虫類調査
	河川空間利用実態調査
河川環境基図作成	

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-2. 河川巡視

### 3-2-1. 平常時の巡視

#### ○一般巡視

河川管理施設・許可工作物の維持状況の確認、河川区域等における違法行為の発見、河川空間の利用及び河川の自然環境に関する情報収集等を目的として、河川全体の把握を行っています。平常時巡視は、通常週に2回、車上あるいは徒歩で行っています。

巡視にあたっては、河川維持管理データベース (RiMaDIS) を活用して実施しています。



一般巡視の様子



RiMaDISを活用した河川巡視の流れ

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-2. 河川巡視

### 3-2-1. 平常時の巡視

#### ○目的別巡視

一般巡視の他に、不法占用物件の確認、不法係留の把握、汚水の排水状況の確認、許可工作物の維持状況の把握、安全利用点検、ホームレス支援等の特定の目的について詳細に調査を行う場合があります、その目的に応じて車上からの巡視、徒歩を用いた巡視を行っています。



目的別巡視（樋門等構造物詳細点検）

方法	巡視目的
車両	不法占用物件の確認(不法係留含む)
	汚水の排出状況の確認
	許可工作物の維持状況の把握
	安全利用点検
	ホームレス支援
徒歩	河川管理施設の状況把握
	陸閘点検
	樋門等構造物詳細点検
	土砂管理のモニタリング
	蛇籠護岸の状況確認
	大場川護岸法長計測

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-2. 河川巡視

### 3-2-2. 出水時等の巡視

洪水及び高潮による出水時には、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等、概括的な河川の状態把握を迅速に行います。また、重要水防箇所に記載された箇所の状況を把握するとともに、水衝部等の出水時に注意を要する箇所や内水被害の発生しやすい箇所を重点的に巡視します。



令和6年6月18日、19日の出水時の巡視で撮影  
(左：千歳橋 右：黒瀬橋・浪人川排水機場)

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-3. 堤防除草

堤防点検及び河川の状態把握のための環境整備として、堤防の除草を行っています。堤防除草は、原則的に年に2回（狩野川放水路は年に1回）実施しています。

実施時期	除草面積（万km2）
台風期点検前 （5～8月）	約9.3
出水期前点検前 （8月～11月）	約8.3

堤防除草取り組み状況（令和6年度）



機械操作による除草の状況



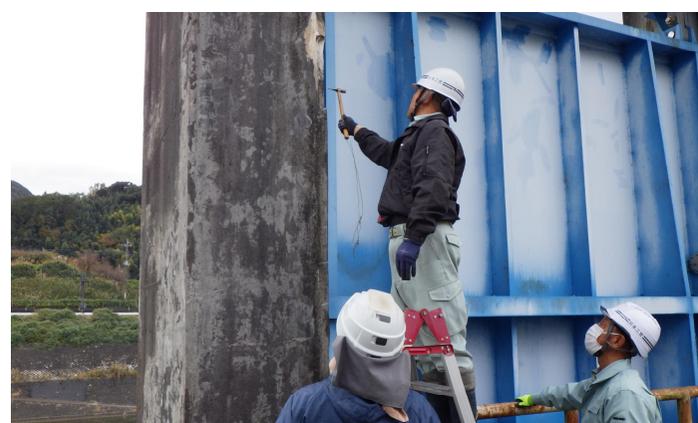
人力による除草の状況

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-4. 河川管理施設の点検

### 3-4-1. 河道・河川管理施設の点検

河道や堤防等の河川管理施設は、台風期前（7月～9月）と出水期前（11月～1月）に点検を実施し、点検結果について変状や機能低下の状態を段階的に評価します。評価結果を踏まえ、施設の補修や更新等の適切な維持管理を行います。



構造物詳細点検（左：塚本第2樋管 右：江間川樋管）

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-4. 河川管理施設の点検

### 3-4-2. 機械設備を伴う点検

機械設備を伴う河川管理施設（堰、樋門・樋管、排水機場等）の信頼性確保、機能維持のため、機械設備及び電気通信施設に対応した定期点検、運転時点検及び臨時点検を行います。



構造物詳細点検（左：函南観音川排水機場 右：西島第1樋管）

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-5. 河道および施設の維持管理対策

河道の十分な流下能力を維持するために、定期的あるいは出水後に実施する測量及び点検等の結果を踏まえて、流下能力の変化、河床の変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理に支障がある場合は適切な対策を実施しています。

また、以下の河川管理施設について、定期点検等を実施し、適宜補修や老朽化対策を進めています。

- ・ 護岸
  - ・ 根固工
  - ・ 水制工
  - ・ 樋門、樋管
  - ・ 床止め
  - ・ 堰
  - ・ 排水機場
  - ・ 陸閘
- 等

### 【護岸補修】

着手前



完了時



### 【樋管補修】

作業時



# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-6. 河川区域の維持管理対策

### 3-6-1. 不法投棄対策

不法投棄対策の一環として、沼津河川国道事務所では、様々な啓発活動を行っています。

不法投棄の実態の周知や環境美化意識の向上を目的として、特にゴミの投棄が多く確認されている箇所について、地図上に示した狩野川ゴミマップを作成し、公表しています。



マスメディアの取材に対して不法投棄の現状を訴える  
伊豆長岡出張所長  
(SBS NEWS、令和6年4月16日)



- 伊豆長岡出張所管内においては、家庭ごみが多くの割合を占める。過って、木板やパレットのような租大ゴミ、農業堆肥袋やビニールシートの産業・農業系のごみとなる。
- 昨年度に比較し、全体の投棄回数は減少したものの、家庭ごみを一度に大量に投棄するといった悪質なケースが複数あり、量としては減ったとは言いがたい。
- 不法投棄が絶えない、城山付近において、劣化した不法投棄防止看板の付け替えを行った。
- 解消されない現状より、今後、看板記載の文言に工夫を加える等の新たな取り組みが必要と感じる。

狩野川ゴミマップ（伊豆長岡出張所管内、令和6年度版）※令和5年度状況を基に作成

狩野川ゴミマップはここから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/kirekano/>



# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-6. 河川区域の維持管理対策

### 3-6-2. 不法占用対策

洪水の安全な流下や河川空間の適正な維持のため、河川空間の不法占用や不法工作物及び不法係留を監視・是正し、工作物による流水の疎通阻害や流出物による堤防等への損傷の危険性を除去するとともに自由に安全な河川空間を確保します。

日々の河川巡視の中で把握を行うほか、必要に応じて目的別巡視を実施し、確実な把握に努めます。新たな不法占用が発見された場合は、警告看板の設置等迅速な対策を図ると共に、行為者等を特定する調査を行います。また、不法占用等が長期化している場所では継続的な状況の把握、不法占用台帳の作成、口頭による指示、文書による指示を行います。

### 3-6-3. ホームレス対策

ホームレスによる不法占用については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）」や「静岡県地域福祉支援計画」（H23～H27）等を踏まえ、福祉部局等と連携して是正のための措置を講じます。

河川空間におけるホームレスに関わる影響（ホームレスによるゴミの集積や近隣住民の不安や迷惑行為の解消、河川利用者の安全確保）を最小化し、河川空間の適正な利用を図ることを目的とします。また、長期的にはホームレスの自立による河川空間における居住実態の解消をめざします。

ホームレス対策は地元の自治体と連携して、声かけ等を行い河川内からの退去を促しています。また、橋梁の下に住み着く場合が多いため、橋梁管理者と連携して対応を図ります。

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-6. 河川区域の維持管理対策

### 3-6-4. 不法係留船対策

係留船および係留施設は、洪水時等に河川の流下を阻害したり、流出して河川管理施設等を損傷したり、燃料油の流出や流下ゴミの集積により環境が悪化したりする恐れがあります。これらの設置についてはやむを得ないと認められる場合を除いて認められていません。不法係留を発見したときは、所有者が判明出来る場合は原因者に撤去を命じ、所有者が判明出来ない場合は、河川管理者が管理権限を実施するなどの対応を行います。

狩野川河口部においては、かつて不法係留船が多数停泊していましたが、平成19年に「沼津地域水域利用推進調整会議」が発足し、地域の協力なども得て平成22年度に不法係留船はおおむね撤去が完了しました。ただし、河口部以外において、川舟の係留が認められるため、指導を継続しています。



不法係留船の様子  
(平成15年頃、狩野川左岸0.6~0.8km付近)



不法係留船の撤去  
(~平成22年)



同箇所の様子  
(令和6年6月、一時的に係留している漁船のみ見られる)

# 3. 河川維持管理の取り組み

## 3-7. 河川環境の維持管理対策

生物の生息・生育・繁殖環境、河川利活用、河川景観の状況、河川整備計画等を踏まえた河川環境の整備と保全に関する目標を設定します。

本川上流部において盛んなアユ釣りが将来にわたって続くような河川環境の保全、自然再生事業が実施されている柿田川では湧水環境や貴重種であるミシマバイカモ・ヤマセミなどが生息し続けられるような環境を保全していきます。

毎年、小中学校を対象に伊豆の国市と協力して「狩野川水生生物観察会」を開催しています。河川に生息する生物を調べ、採取した生物から狩野川の水がきれいかどうか確認することで、環境への関心を高めてもらうことを目的としています。



水生生物観察会の様子

# 4. 水防等に関する取り組み

## 4-1. 重要水防箇所の合同巡視

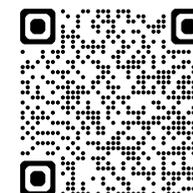
洪水の時には、その流れにより堤防が壊されたり、川の水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防活動」をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、現在の堤防の高さや、幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間（『重要水防箇所』）を決めておけば、より効率的な堤防の点検ができ、危険な箇所の早期発見につながります。このような考えから、毎年『重要水防箇所』を定めています。

この重要水防箇所の合同巡視を毎年実施しており、令和6年度には、5月22日と24日に、水防活動にかかわる団体（流域の市町、消防団、建設コンサルタント協会、建設業協会等）と出水時の対応等について意見交換を行いました。



重要水防箇所の合同巡視  
(令和6年5月22日、伊豆市修善寺地先)

重要水防箇所の情報はこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/suibou/>



# 4. 水防等に関する取り組み

## 4-2. 災害対策車両の操作訓練

沼津河川国道事務所には、災害時に緊急の対応が必要となった場合に備えて、排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両が配備されています。災害の現場において円滑な操作を行うために、災害対策車両の操作訓練を年度ごとに実施しています。

令和6年度は、5月27日に操作訓練を実施しました。訓練には、排水ポンプ車2台と照明車2台が出動し、事務所の職員のほか、近隣の市町の職員、消防団員、水防団員、建設業協会員など約80名が参加しました。照明車の照明の作動方法やポンプの組み立て、使用の方法等について確認しました。



災害対策車両の操作訓練（令和6年5月27日、清水町徳倉地先）

# 4. 水防等に関する取り組み

## 4-3. 災害用資材の備蓄

洪水や地震等の災害が起こった場合に備えて、沼津河川国道事務所管内の各地に土砂やブロック等の資材を備蓄しています。河川防災ステーションや防災拠点等の一部においては、平常時は貴重なオープンスペースとなることから、市町や地域と連携して適正な利用を推進しています。また、応急復旧時の民間保有資材等の活用体制を整備するよう努めています。



ブロック備蓄状況

川の駅 伊豆ゲートウェイ函南 (函南町塚本)

# 4. 水防等に関する取り組み

## 4-4. 堤防決壊シミュレーション

出水時や大規模な地震が発生したときに堤防が決壊したことを想定し、決壊箇所をどのように応急復旧するかについて検討を行う堤防決壊シミュレーションを年度ごとに実施しています。

令和6年度においては、河川工法伝承研究会の協力のもと、5月24日に事前勉強会を行ったうえで、5月31日に検討会を行いました。検討会では、狩野川で2箇所の決壊が起きたことを想定して、復旧方法や資材搬入・運搬等について検討をしました。検討会には、事務所の職員のほか、河川工法伝承研究会、コンサルタンツ協会、建設業協会、流域市町からも参加がありました。



勉強会（令和6年5月24日）



検討会（令和6年5月31日）

# 4. 水防等に関する取り組み

## 4-5. 洪水対応演習

台風による被害を想定した訓練シナリオに基づき、被害情報や対応状況等について情報の伝達手段、内容、タイミング等を確認し、出水時に円滑な情報収集・発信を行うための情報伝達訓練として、洪水対応演習を年度ごとに行っています。

令和6年度は4月24日に実施し、演習には事務所職員のほか、建設コンサルタント協会、建設業協会などからも参加がありました。



# 5. 事故等に対する取り組み

## 5-1. 水質事故に対する取り組み

### 5-1-1. 水質汚濁対策連絡協議会

狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会は、沼津河川国道事務所、流域市町（6市3町）、静岡県、警察、消防、その他関係行政機関等で構成されており、狩野川水系における水質汚濁対策に関する相互の協力と連絡調整を行っています。

令和6年7月29日には幹事会を実施し、各機関から約30名が参加しました。

また、水質汚濁に関する啓発活動として、清水町湧水祭り（令和6年8月3日、柿田川公園）において、黄瀬川と柿田川の水質検査体験を行いました。



左：幹事会（令和6年7月29日）

右：啓発活動に関するXのポスト（令和6年8月3日）



水質事故についてはこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/kanri/jiko.html>



# 5. 事故等に対する取り組み

## 5-1. 水質事故に対する取り組み

### 5-1-2. 水質事故現地対策訓練

狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会では、協議会を構成する各機関の水質事故の対応能力の向上を目的として、油流出事故を想定した対策訓練を実施しています。

令和6年度は、10月24日に実施しました。事務所職員のほか、流域市町、静岡県、消防からの参加がありました。油流出事故を想定した初動体制の手順や現地におけるオイルフェンス展張のポイントなどについて訓練を行いました。



座学（令和6年10月24日午前）



実地訓練（令和6年10月24日午後）

# 5. 事故等に対する取り組み

## 5-2. その他の取り組み

### 5-2-1. 安全な河川敷地利用協議会

安全な河川敷地利用協議会は、沼津河川国道事務所、静岡県、流域市町（6市3町）および教育委員会、警察、消防等で組織されており、狩野川水系での水難事故の発生状況、河川利用者への河川利用の安全に関する情報提供や啓発等について意見交換を行っています。第18回定例会を令和6年5月28日に開催しました。



第18回 定例会  
(令和6年5月28日、狩野川資料館)



協議会が設置した水難事故注意看板の一例  
(令和元年度から設置)

# 6. 地域と連携した取り組み

## 6-1. 河川愛護モニター

沼津河川国道事務所では、河川整備、河川利用および河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及、啓発ならびに河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニターとして地域住民の方に委嘱しております。

令和6年度は、4名の方に河川愛護モニターを委嘱し、以下のような事項についてご報告をいただいています。

- ・ 地域住民の方等からの河川整備、河川利用及び河川環境に関する要望
- ・ 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象
- ・ 河川へのゴミの投棄、河川の流水や施設等の異常
- ・ 河川の利用状況、動植物の生息状況

河川愛護モニターからの定期的な報告について月1回、事務所ホームページで公開しています。また、河川愛護モニターが、ゴミの投棄などの不法行為や川の汚れ、堤防・護岸の損傷などを発見した際に、事務所に通報が行われます。これらの報告は日々の河川管理のために役立てています。



出水後に枝木の堆積について河川愛護モニターから通報を受けたため、撤去を行いました。

河川愛護モニターによる報告はこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/monitor/>



# 6. 地域と連携した取り組み

## 6-2. ミズベリング

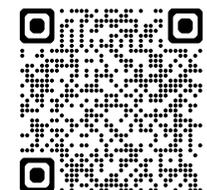
「MIZBERING（ミズベリング）」とは、「水辺+リング（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」を掛け合わせた造語です。地域住民・民間企業・行政が一体となって、水辺の利活用に取り組むことで、狩野川の水辺を通じて、水辺の新しい活用の可能性を創造していく「輪」を広げていきます。それにあたって、河川空間のオープン化として、河川敷地の利用規制緩和を進めています。

「かのがわ風のテラス」（沼津市上土）、「川の駅 伊豆ゲートウェイ函南」（函南町塚本）、「川の駅 伊豆城山」（伊豆の国市神島）がオープン化の対象として利用されています。



イベントの様子（水辺で乾杯）  
川の駅 伊豆ゲートウェイ函南

ミズベリンクかのがわについてはこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/mizbering/map.php>



# 6. 地域と連携した取り組み

## 6-3. きれかのプロジェクト

きれかのプロジェクトは、「きれいな狩野川プロジェクト」の略称で、狩野川流域において実施される河川清掃について情報共有を行い、きれいな狩野川の実現のための啓発活動を行うことを目的としています。同プロジェクトの実行委員会は沼津河川国道事務所、静岡県、狩野川流域の市町（6市3町）によって構成されており、令和6年度の定例会を4月16日に実施しました。

狩野川流域においては、各地で清掃活動が行われています。特に令和6年5月12日には、狩野川全域を対象として「狩野川クリーンアップ大作戦」が実施されました。



令和6年度 きれいな狩野川実行委員会  
(令和6年4月16日、沼津河川国道事務所)



狩野川クリーンアップ大作戦で集められたゴミ  
(令和6年5月12日、狩野川全域)

きれかのプロジェクトで共有された河川清掃の情報はこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/kirekano/>



## 6. 地域と連携した取り組み

29

### 6-4. 狩野川資料館

狩野川資料館は、狩野川台風の被害を後世に正確に伝えるとともに、狩野川水系において当事務所が実施している河川および砂防事業の重要性を人々に周知することを目的として、平成10年に設立されました。

資料館では、狩野川台風および狩野川の歴史、防災に関するパネル展示や映像およびARコンテンツの提供、書籍の閲覧を行っています。



住所：伊豆の国市壺之上467-2（伊豆長岡出張所内）

開館日時：月・水・金の午前10時～12時、午後1時～4時

（祝日・年末年始を除く。所用により職員不在の場合は臨時閉館）

入場料：無料

問い合わせ先：055-948-0302（TEL）、055-948-1654（FAX）

cbr-nmz-izunagaoka@milt.go.jp（Email）

狩野川資料館の情報はこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/shiryoukan/>



# 6. 地域と連携した取り組み

## 6-5. 防災・河川環境教育の実施

① 授業用教材  
かので大雨が発生!!  
大雨でかかの川の水が増えくると避難勧告が出ます!  
避難勧告の発信  
避難するとか逃げるとか全く考えなかった

② ワークシート  
④ 単元テスト

③ 教師用指導計画・解説書

狩野川に学ぶー防災・河川環境教育実践ガイド

小学校の授業で狩野川について学ぶために、教材・映像・教師用指導計画・解説書・ワークシート・単元テストなどをパッケージとしてまとめたものを「狩野川に学ぶー防災・河川環境教育実践ガイド」として学校ごとに作成しています。これらの作成には、学校教員、教育委員会、自治体の防災部局、気象台、沼津河川国道事務所が携わっています。

平成28年から開始して以降、25校において、同ガイドを用いた教育が実施されています。

また、沼津河川国道事務所の職員が学校へ出向き、狩野川の概要、狩野川台風、治水事業、避難行動等について直接授業する出前講座を実施しています。小学校だけでなく、中学校、高校、大学でも学校の要望に応じて実施しています。



# 7. その他の取り組み

## 7-1. 狩野川流域治水協議会

流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、「狩野川流域治水協議会」が令和2年8月に設立されました。流域9市町において目標・対策メニュー等を取りまとめ、国と市町が一体となって取り組みを進めています。令和7年2月の本会議では来光川・洞川流域の特定都市河川の指定に向け協議を進めることとなりました。引き続き、気候変動による降雨量増加に対し、流域一帯となった内水被害対策を連携して推進していきます。



狩野川流域治水協議会の内容はこちらから閲覧できます。  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/kanogawaryuukitisuikyougikai/>



# 7. その他の取り組み

## 7-2. 刈草・伐木の無償配布

堤防除草によって発生する刈草や、高水敷の樹木伐採によって発生する伐木について、従来は処分場へ運搬し、有償で処分していました。これらのコストの削減のために、刈草については令和5年度から、伐木については令和6年度から希望者に対して無償での配布を行っています。

ポスト 返信 ハイライト 記事 メディア いいね

国土交通省 沼津河川国道事務所 @mlit\_numazu · 現在  
【河川】狩野川の河川工事で発生した #伐採木 の #無料配布 を行っています。ご希望の方は、まずご連絡ください。なお、販売等への利用禁止、自己消費等の条件があります。  
(問い合わせ先) 河川管理課 055-934-2011



🗨️ 1 🍷 📌 📄 🔄

Xにおける投稿（令和6年6月10日）



仮置き中の刈草（令和6年8月頃）